

◎新潟県告示第1491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区虫川字フケ2013番1から 同市浦川原区虫川字フケ2013番1まで	新	22.4～22.9メートル	12.1メートル
上越市浦川原区虫川字フケ2013番1から 同市浦川原区虫川字焼町1687番1まで	旧	9.6～34.8メートル	248.3メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重用

全区間県道坊金虫川線と重用

一部区間一般国道253号及び一般国道404号と重用